

商工会議所・商工会メンバーズ融資

平成 24 年 1 月 4 日現在

商 品 名	商工会議所・商工会メンバーズ融資
-------	------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 各商工会議所・商工会の会員（法人・個人事業主）の方で会費を完納されている方 原則として、業歴 1 年以上かつ同一事業を 1 年以上営んでいる方 保証協会付きご融資の場合、保証協会の保証を得られる方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 事業資金（運転資金・設備資金）
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> 100 万円以上 3,000 万円以内
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 1 年以上 5 年以内 <p>※栗山商工会議所メンバーズ融資は、運転資金 1 年以上 5 年以内、設備資金 1 年以上 10 年以内となります。</p>
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 「変動金利型」とし、当金庫の定める長期貸出最優遇金利（変動長プラ）を基準利率とします。 当初のご融資利率については、毎月下旬に決定する利率を、翌月 5 日（休日の場合は翌営業日）から適用します。 ご融資後の利率については「都度見直し方式（都度連動）」とし、変動長プラが変動する都度、基準利率の変動幅と同一幅で引き上げ、または引下げし、変動後最初に到来する約定返済日の翌日から新利率を適用します。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の元利均等返済もしくは元金均等返済とします。
利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 利息は後払いとし、約定返済金額とともに毎月お支払いいただきます。 利息の付利単位は 100 円とし、次の計算による利息をお支払いいただきます。 元利均等返済の場合（初回を除く）：ご融資残高×年利率×1/12（円未満切り捨て） 元金均等返済の場合及び元利均等返済の初回返済の場合：ご融資残高×年利率×日数×1/365（円未満切捨て）
保証人	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合……………（原則）代表者 個人事業主の方の場合…… 配偶者または後継者
担 保	<ul style="list-style-type: none"> 原則必要ありません。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会をご利用の場合は、北海道信用保証協会の定める料率により、別途保証料をお支払いいただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 条件変更取扱手数料（返済金額の変更等）については、預金・サービス編「主な手数料一覧（預-14B）」に記載されている手数料が必要となります。
提携商工会議所・商工会	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所 …… 岩見沢市、美唄市、栗山町、札幌市、江別市 商工会 …… 三笠市、栗沢町、北村、由仁町、長沼町、南幌町
その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込みにあたっては、次の書類等が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> 各商工会議所・商工会発行の「証明書」 直近の確定申告書および決算書（3 期分）および月次試算表 履歴事項全部証明書（法人の場合） 設備資金の場合は見積書等確認書類 その他の書類が必要となる場合もございます。 審査によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。 また、現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預・融 共通）」をご覧ください。